

令和3年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="320 604 1133 693">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 908 1512">令和<u>3年</u>8月</p> <p data-bbox="549 1627 908 1690">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1578 604 2392 693">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1807 1444 2166 1512">令和<u>2年</u>8月</p> <p data-bbox="1807 1627 2166 1690">富山県土木部</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和3年度改正	現 行	備 考
<p><b>第1章 総 則</b></p>	<p><b>第1章 総 則</b></p>	
<p><b>第3条 用語の定義</b></p>	<p><b>第3条 用語の定義</b></p>	
<p><del>23 連絡とは、調査職員と受注者の間で、契約書第17条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</del></p> <p><del>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</del></p>		
<p><del>24 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</del></p>		
<p>25 書面とは、発行年月日を記録し、<u>記名(署名または押印を含む)</u>したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p>	<p>23 書面とは、<del>手書き、印刷等の伝達物をい</del>、発行年月日を記録し、<u>署名又は押印</u>したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p>	
<p>26 照査とは、受注者が、発注条件、測量結果等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。</p>	<p>24 照査とは、受注者が、発注条件、測量結果等の確認及び計算書等の検算をすることをいう。</p>	
<p>27 検査とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。</p>	<p>25 検査とは、契約図書に基づき、検査員が測量業務等の完了を確認することをいう。</p>	
<p>28 成果品とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</p>	<p>26 成果品とは、受注者が契約図書に基づき履行した測量業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</p>	
<p>29 打合せとは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>	<p>27 打合せとは、測量業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>	
<p>30 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	<p>28 修補とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	
<p>31 協力者とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。</p>	<p>29 協力者とは、受注者が測量業務等の遂行に当たって、再委託する者をいう。</p>	
<p>32 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	<p>30 使用人等とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p>	
<p>33 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p>	<p>31 了解とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p>	
<p>34 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	<p>32 受理とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p>	